

○飯塚市被災住宅の応急修理実施要綱

平成31年2月6日

飯塚市告示第59号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市地域防災計画に基づく被災住宅の応急修理(以下「応急修理」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応急修理実施の告示)

第2条 市長は、応急修理の実施を決定したときは、速やかに当該応急修理の実施について告示するものとする。

(応急修理の程度及び方法)

第3条 応急修理の対象者及び応急修理の範囲等応急修理の程度及び方法は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用を受けた場合の例による。

(修理費用の限度額)

第4条 応急修理のため支出できる費用の限度額は、法の適用を受けた場合の例による。

(実施期間)

第5条 応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、応急修理の実施期間を延長することができる。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、事務に用いる様式その他応急修理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。